

資料3

「おおた障がい施策推進プラン
(平成30~32年度)」一部抜粋

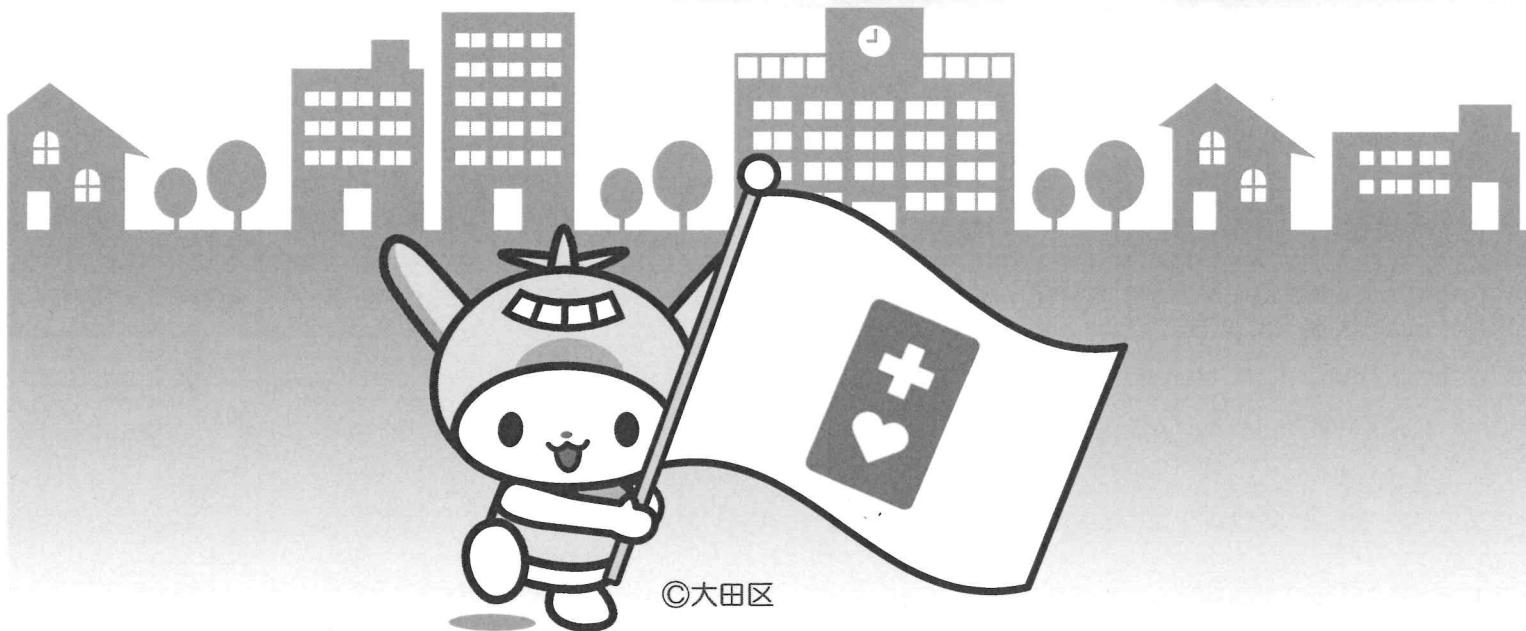
おおた障がい施策推進プラン

大田区障害者計画

第5期大田区障害福祉計画

〔 第1期大田区障害児福祉計画 大田区発達障がい児・者支援計画 〕

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度

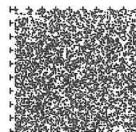


©大田区

平成30年3月
大田区

この冊子は音声コード付きです。

右のマークが音声コードです。コードの位置を示すために切り込みを入れています。
専用の装置を利用して読み取ることで、内容を音声で聞き取ることができます。



(2) 緊急時の受入体制の充実 重点

障がい者の在宅生活を支えるため、緊急時に安心して頼れる場を確保していく必要があります。

平成 30 年 1 月 1 日現在、区内には、短期入所施設が 5 か所、緊急一時保護施設が 1 か所ありますが、稼働率が高い施設もあり、今後多くの需要が見込まれます。

また、区内には、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者が利用できる施設がないため、緊急時の受け入れ先を確保することが難しい状況もあります。

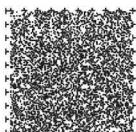
障がい者総合サポートセンターの増築工事を行い、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所の機能を整備するほか、つばさホーム前の浦の機能見直しの検討などに取り組んでいきます。

【これまでの主な取組】

- 短期入所のサービスを提供する区内の事業者に対し、運営費等の補助を実施しています。
- 家族等の事情により、一時的に家庭における介護が困難になった方を保護する区独自の制度として緊急一時保護事業を実施しています。

【これからの主な取組】

取組内容	<ul style="list-style-type: none">○ 短期入所事業の充実<ul style="list-style-type: none">• 障がい者総合サポートセンターで医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者も利用できる短期入所を実施 新規• つばさホーム前の浦の機能見直しの検討• 区内の事業者に対する補助制度の見直しの検討○ 緊急一時保護事業の実施・見直し<ul style="list-style-type: none">• つばさホーム前の浦の緊急時対応の強化• 登録介護人による緊急一時保護事業の実施			
	対象ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期
所管	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター			



(8) 保健・医療の充実

精神障がい者や難病患者、医療的ケアの必要な方などには、福祉分野だけではなく、特に保健・医療分野との緊密な連携によるきめ細やかな支援が必要です。

また、障がいを早期に発見し、適切な支援につなげていくことで、二次的な障がいなどを防止することも重要です。

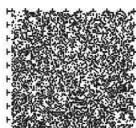
医療的ケアの必要な方の支援を充実させるため、新たに各関連分野の支援機関による協議の場を設置するほか、難病等についての周知や医療機関等の関係機関と連携した支援に取り組んでいきます。

〔これまでの主な取組〕

- 地域健康課において、乳幼児健康診査や小児神経科医による乳幼児発達健康診査を実施し、必要に応じて心理相談や、こども発達センターわかばの家、専門医療機関等につないでいます。
- 思春期から高齢期まで、様々な心の問題について、専門医による精神保健福祉相談や保健師による相談を実施し、必要な人には治療の勧奨を行っています。
- 平成29年11月に、「大田区難病対策地域協議会」を設置しました。
- 平成27年度から、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい者の家族の一時的な休息等のため、訪問看護師等を派遣する重症心身障がい児（者）在宅レスパイト事業を実施しています。

〔これからの中な取組〕

取組内容	○ 早期発見・早期支援の充実 <ul style="list-style-type: none">• 乳幼児健康診査の実施• 乳幼児発達健康診査の実施			
	○ 精神障がい者への支援の充実 <ul style="list-style-type: none">• 精神保健福祉相談の実施• 関係機関とのネットワーク構築			
	○ 難病患者への支援の充実 <ul style="list-style-type: none">• 区内社会資源の周知推進• 難病講演会の実施• 難病対策地域協議会の開催			
	○ 医療的ケアの必要な方の在宅生活支援の充実 <ul style="list-style-type: none">• （仮称）医療的ケア児・者支援関係機関会議の設置 新規• 重症心身障がい児（者）在宅レスパイト事業の拡充			
対象ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○	○	○
所管	障害福祉課 健康づくり課 地域健康課			



(10) 保育の充実

子育て中の保護者は様々な悩みや不安を抱えており、適切な保育を受けられる体制づくりを進めていくことが重要です。

心身に障がいのある子どもが安心して生活できる環境の中で、他の子どもとともに成長できるように、障がいの特性に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら保育を行っていきます。

〔これまでの主な取組〕

- 保護者等への支援のため、小児神経科医、臨床心理士などの専門職が保育園等への巡回相談を実施しています。
- 巡回相談に携わっている専門職の助言を受けて、子どもの特性に合わせた援助法をまとめた冊子を作成し、保育実践に役立てています。
- 作業療法士による感覚統合を踏まえた遊びの保育実践を取り入れています。
- 小学校6年生までの要支援児の受け入れを、全ての学童保育室で行っています。
- 支援を必要とする子どもたちへの接し方などについて、児童館等の職員に対する研修を実施しています。

〔これからの中な取組〕

取組内容	○ 統合保育の充実 <ul style="list-style-type: none">・区立保育園における医療的ケア児受け入れのモデル実施 新規・巡回相談回数の増加による支援体制の強化・保育士への統合保育研修の実施・子どもの特性に合わせた援助法をまとめた冊子を活用した保育の実施・作業療法士などの専門職との連携による保育の実践			
	○ 学童保育室での受入体制の充実 <ul style="list-style-type: none">・区立小学校内に設置している放課後ひろばと学校との連携強化・区の心理職職員による巡回相談の実施・研修等による児童館等の職員の支援力の向上			
対象ライフステージ	乳幼児期	学齢期	青年期・成人期	高齢期
	○	○		
所管	子育て支援課 保育サービス課			

